

令和 4 年度
「資源ごみ」の持ち去りに関する調査報告書

令和 5 年 3 月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

目次

はじめに～本調査について～	3
1. 「資源ごみ」が集積場所から持ち去られる事案の認知	4
2. 資源ごみの持ち去り事案の主な認知方法	6
3. 持ち去られる廃棄物の種類	7
4. 資源ごみの持ち去り事案によって生じている問題	8
5. 資源ごみの持ち去り事案への対応・対策	9
6. 資源ごみの持ち去り事案に対応することを目的とした条例等の制定状況	10
7. 条例等における規制対象	14
8. 条例等に規定された集積所等に出された廃棄物の所有権	15
9. 条例等に規定された行政機関による措置の内容	16
10. 条例等に規定された罰則規定の有無	18
11. 行政機関による措置の適用件数	20
12. 条例等の施行における課題の内容	21
13. 条例を制定する上で工夫した点、条例等を改正した理由	22
14. 条例等の制定に向けた課題	23
15. 条例の制定を予定していない理由	24
16. 条例の施行以外で、資源ごみの持ち去り事案の改善に効果のあった施策等	26

はじめに～本調査について～

（１）調査目的

市区町村が分別収集する空き缶、空き瓶、古紙等の再生利用が可能ないわゆる「資源ごみ」が集積所等から持ち去られる事案については、住民の分別意識の低下を招くなど、市区町村のリサイクル行政に支障を来すおそれがある。

本調査は、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上、一般廃棄物のリサイクルの促進等の観点から、各市区町村における対応事例等の把握を目的として、下記のとおり実施したものである。

（２）調査対象

全国 1,741 市区町村

（３）調査方法

各都道府県の協力の下、同都道府県管内の全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

（４）調査時点

令和４年９月末時点

（５）回答状況

回答市区町村数：1,741（回答率 100%）

1. 「資源ごみ」が集積場所から持ち去られる事案の認知

「資源ごみ」が集積場所から持ち去られる事案の認知については「認知している」が729市区町村、「認知していない」が1012市区町村であった（図1）。また、事案を認知している市区町村の割合を都道府県単位でみると次ページ表1で示すとおりであり、都道府県によって認知状況に差が見られる。

図1 「資源ごみ」の持ち去り事案の認知

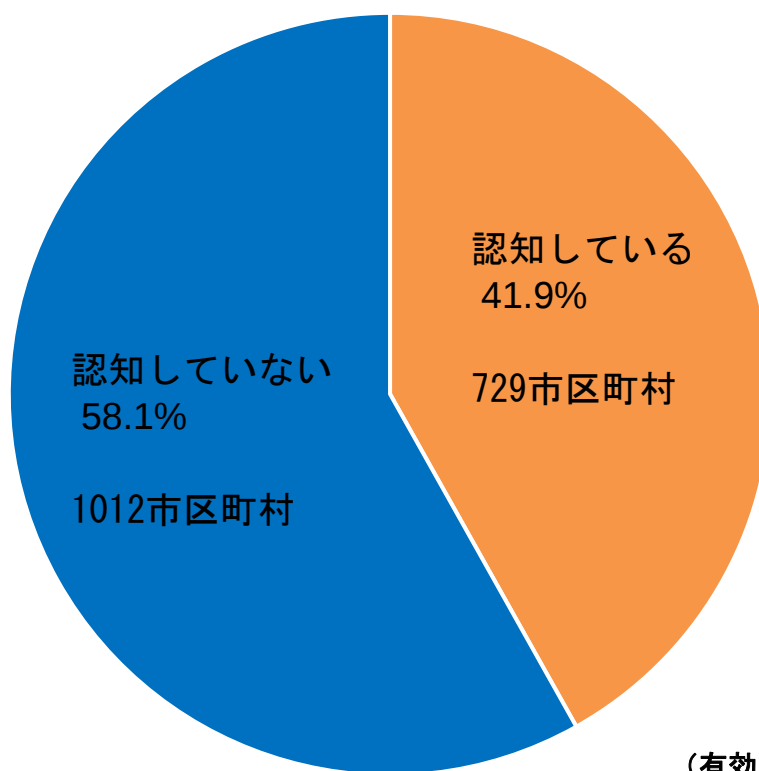
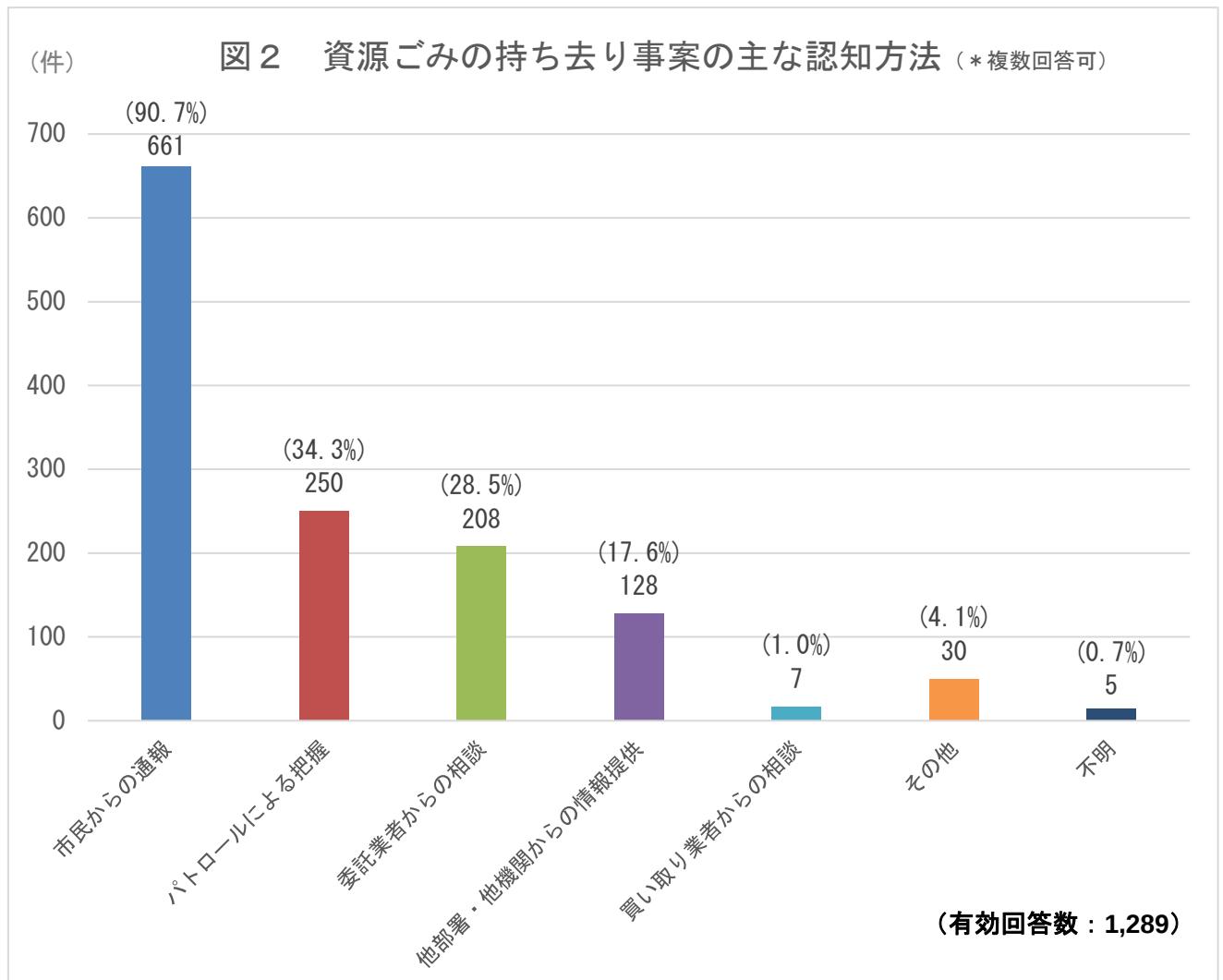


表 1 都道府県別認知状況（降順）

都道府県名	事案を認知している 市区町村数	総市区町村数	割合
大阪府	40	43	93.0%
滋賀県	15	19	78.9%
東京都	48	62	77.4%
埼玉県	48	63	76.2%
愛知県	41	54	75.9%
栃木県	18	25	72.0%
沖縄県	27	41	65.9%
静岡県	23	35	65.7%
神奈川県	21	33	63.6%
岐阜県	24	42	57.1%
茨城県	25	44	56.8%
千葉県	30	54	55.6%
三重県	16	29	55.2%
新潟県	16	30	53.3%
福岡県	31	60	51.7%
兵庫県	21	41	51.2%
佐賀県	10	20	50.0%
広島県	11	23	47.8%
京都府	12	26	46.2%
愛媛県	9	20	45.0%
大分県	8	18	44.4%
徳島県	10	24	41.7%
宮城県	14	35	40.0%
富山県	6	15	40.0%
宮崎県	10	26	38.5%
熊本県	17	45	37.8%
群馬県	13	35	37.1%
和歌山県	10	30	33.3%
山梨県	9	27	33.3%
岡山県	9	27	33.3%
青森県	13	40	32.5%
山口県	6	19	31.6%
福井県	5	17	29.4%
長崎県	6	21	28.6%
奈良県	11	39	28.2%
福島県	16	59	27.1%
石川県	5	19	26.3%
鳥取県	5	19	26.3%
岩手県	8	33	24.2%
香川県	4	17	23.5%
秋田県	5	25	20.0%
鹿児島県	8	43	18.6%
高知県	5	34	14.7%
北海道	25	179	14.0%
長野県	10	77	13.0%
島根県	2	19	10.5%
山形県	3	35	8.6%
合計	729	1,741	41.9%

2. 資源ごみの持ち去り事案の主な認知方法

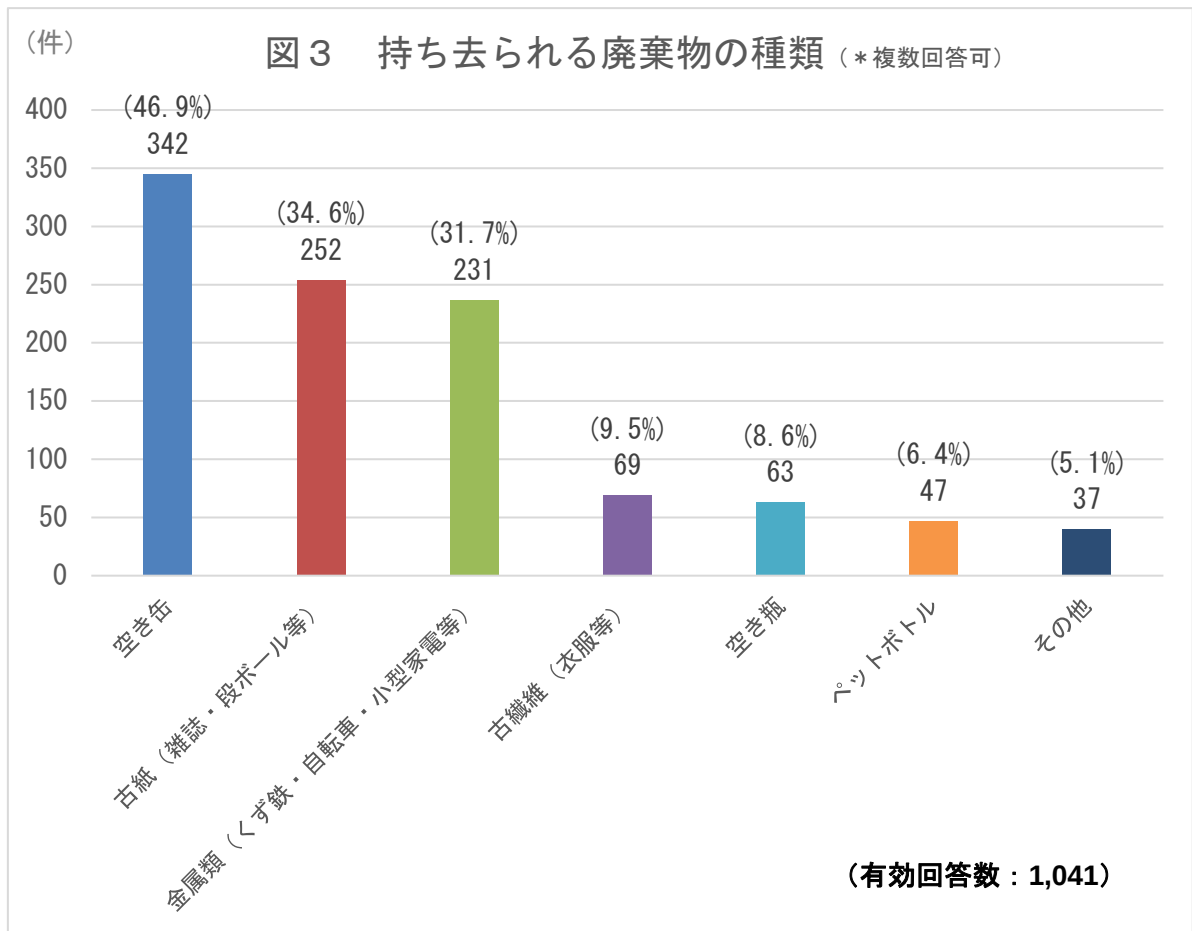
資源ごみの持ち去り事案の主な認知方法として、最も多かったものは「市民からの通報」、次いで「パトロールによる把握」、「委託業者からの相談」、「他部署・他機関からの情報提供」、「不明」、「買い取り業者からの相談」であった（図2）。「その他」としては、「監視カメラによる把握」、「民間事業者からの情報提供」等の回答がみられた。



(注) 資源ごみの持ち去り事案を認知している市区町村数（729）を 100 %とした。

3. 持ち去られる廃棄物の種類

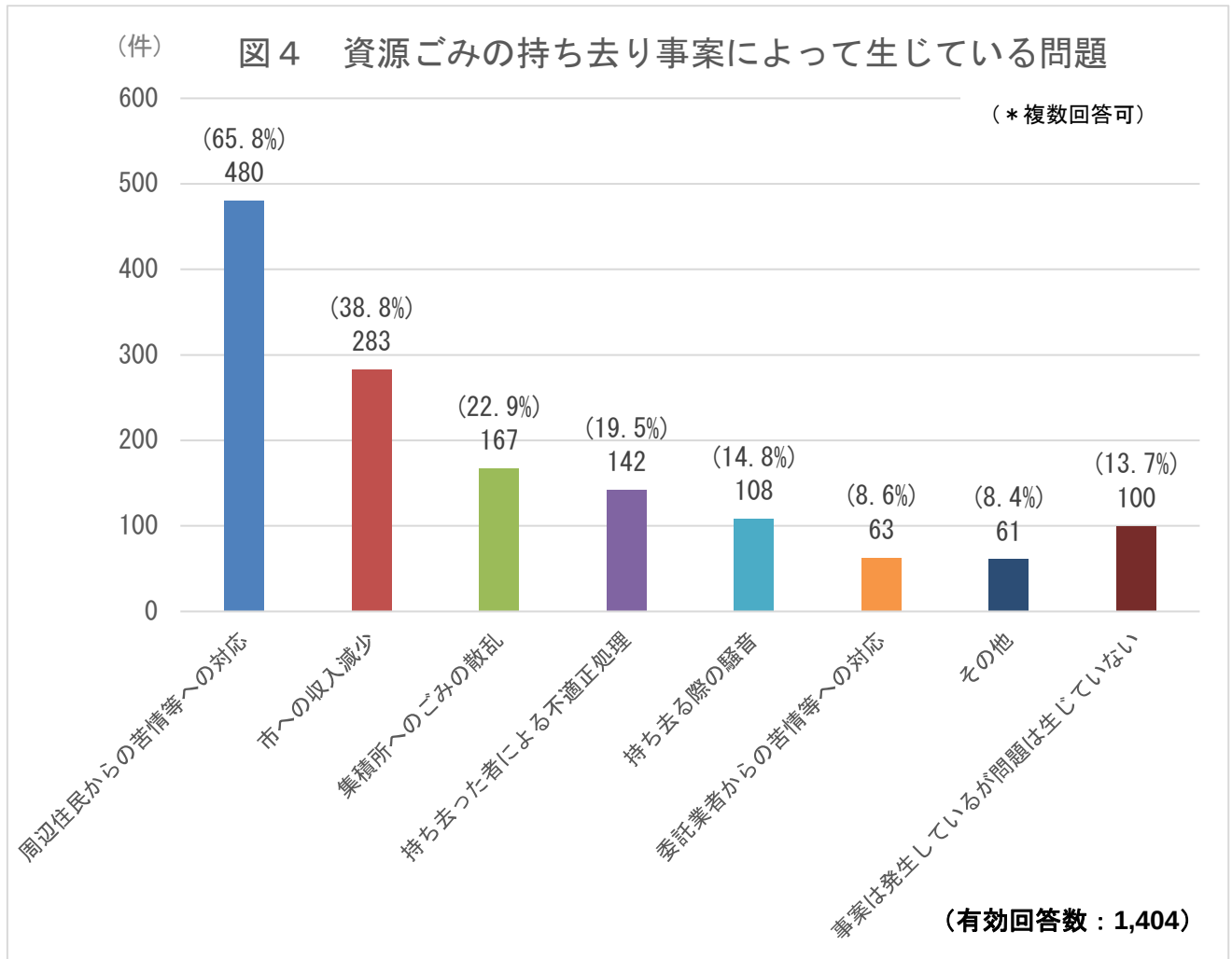
持ち去られる廃棄物の種類としては「空き缶」が最も多く、次いで「古紙（雑誌・段ボール等）」、「金属類（くず鉄・自転車・小型家電等）」であった。「その他」としては、「陶磁器類」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」等の回答があった（図3）。



（注）資源ごみの持ち去り事案を認知している市区町村数（729）を 100 %とした。

4. 資源ごみの持ち去り事案によって生じている問題

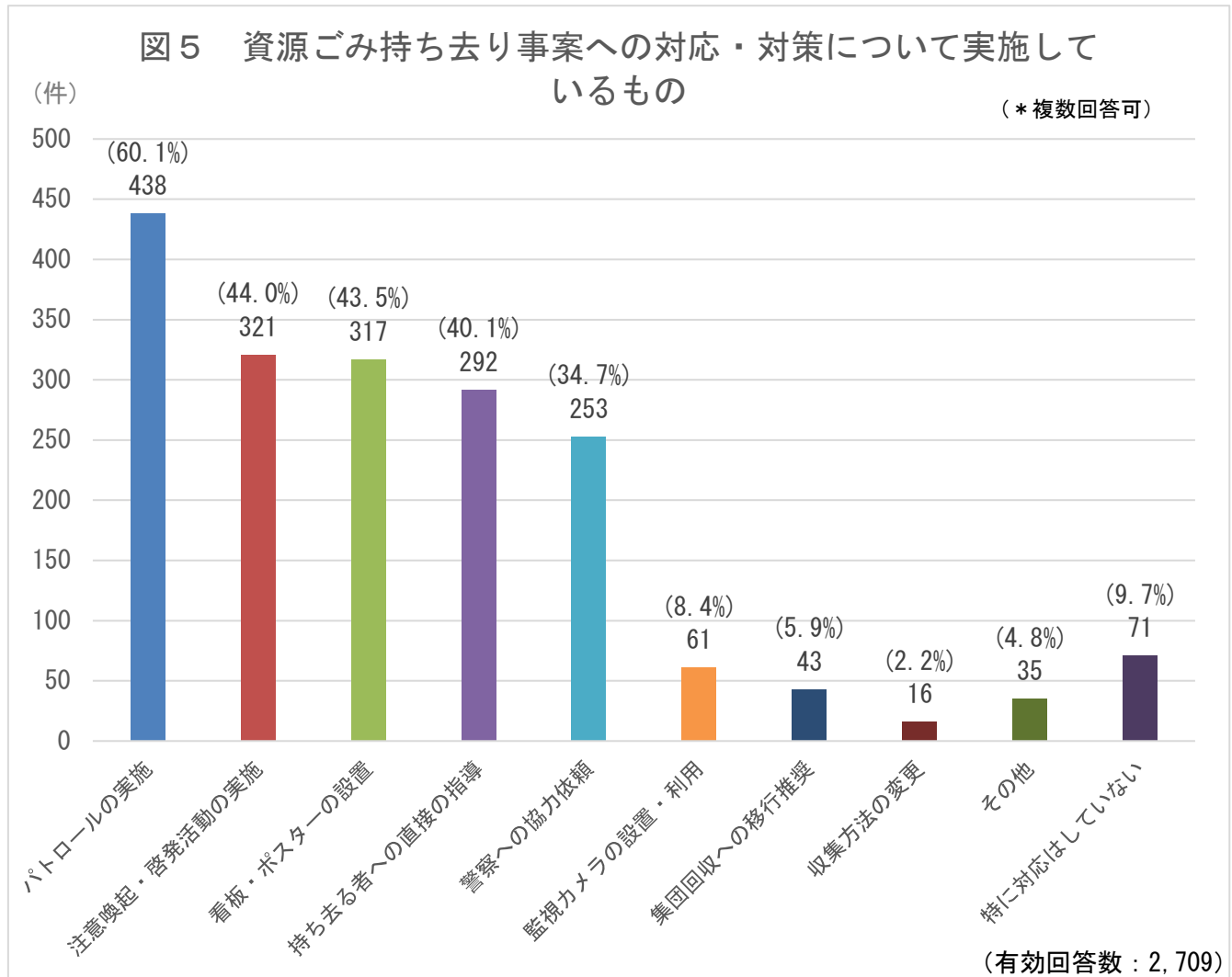
資源ごみの持ち去り事案によって生じている問題としては、「周辺住民からの苦情等への対応」が最も多く、次いで資源ごみの持ち去りにより委託業者等に売り渡す量が減少することによる「市への収入減少」であった。「その他」としては、「集団回収に対する地域（地縁団体等）への資源収集還元金（報奨金等）の減少」、「資源ごみ回収業者の収入減少」、「持ち去られたもののうち、不要なものを投棄されることによる対応」等の回答があった（図4）。



(注) 資源ごみの持ち去り事案を認知している市区町村数 (729) を 100 %とした。

5. 資源ごみの持ち去り事案への対応・対策

資源ごみの持ち去り事案への対応・対策としては、「パトロールの実施」が最も多く、次いで「注意喚起・啓発活動の実施」、「看板・ポスターの設置」、「持ち去る者への直接の指導」、「警察への協力依頼」であった。「その他」としては、「地域（地縁団体等）との情報共有」、「資源ごみ回収拠点への人員配置、施錠」等の回答があった（図5）。



(注) 資源ごみの持ち去り事案を認知している市区町村数 (729) を 100 %とした。

6. 資源ごみの持ち去り事案に対応することを目的とした条例等の制定状況

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況については、411 市区町村が「制定済み」と回答し、1,263 市区町村が「制定予定なし」と回答している（図6）。また、条例等を制定している市区町村の割合を都道府県単位でみると次ページ表2で示すとおりであり、都道府県によって制定状況に差が見られる。

また、条例等を所管している部局について、条例等を制定済みの411 市区町村においては、「廃棄物部局」が最も多かった（図7）。

図6 資源ごみの持ち去り事案に対応することを目的とした条例等の制定状況

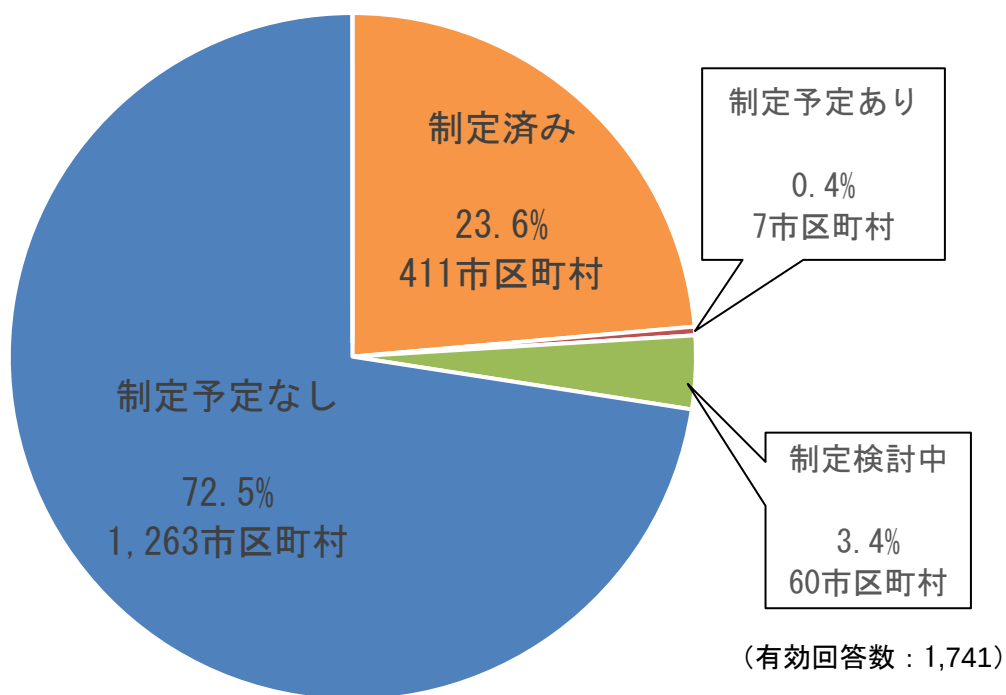
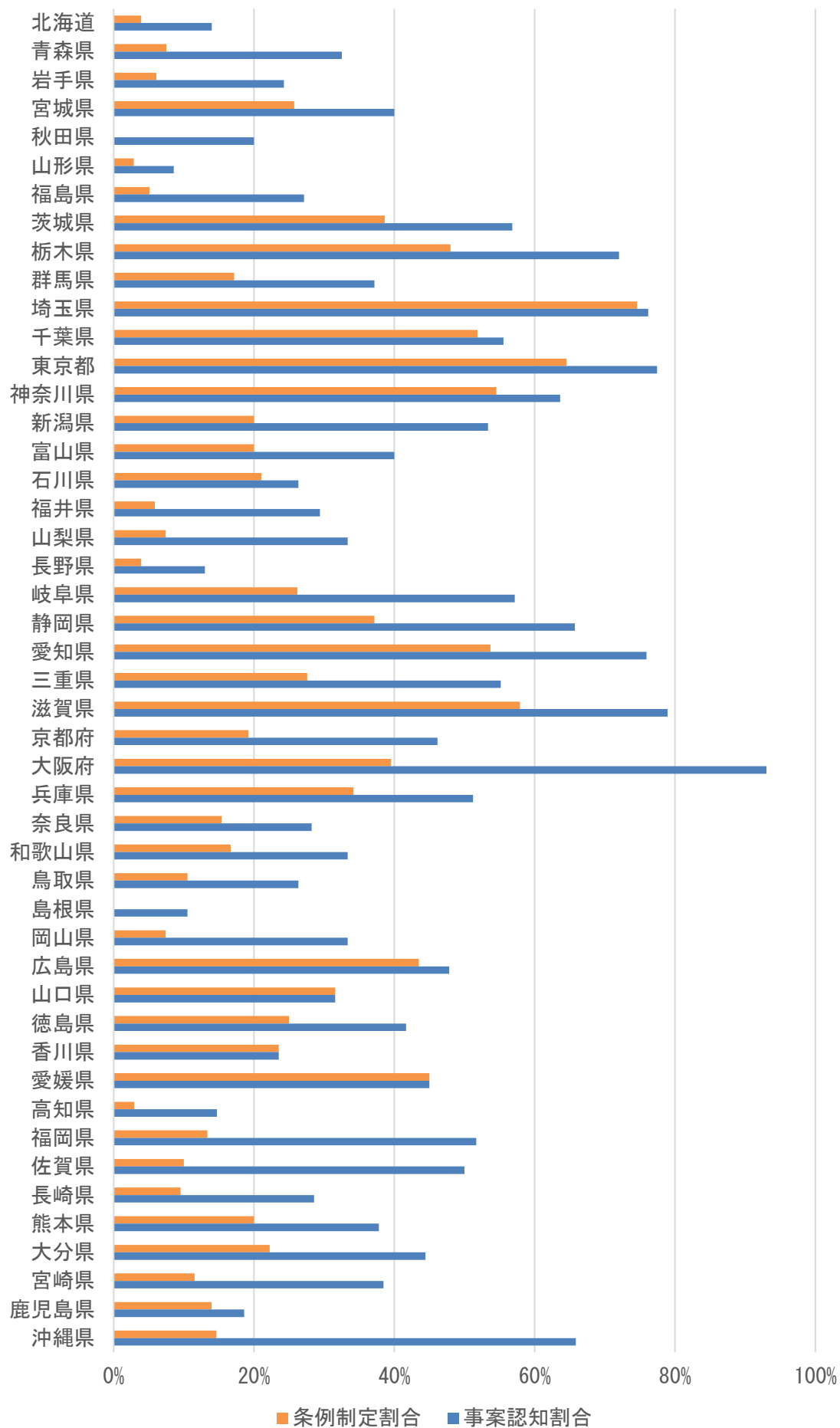
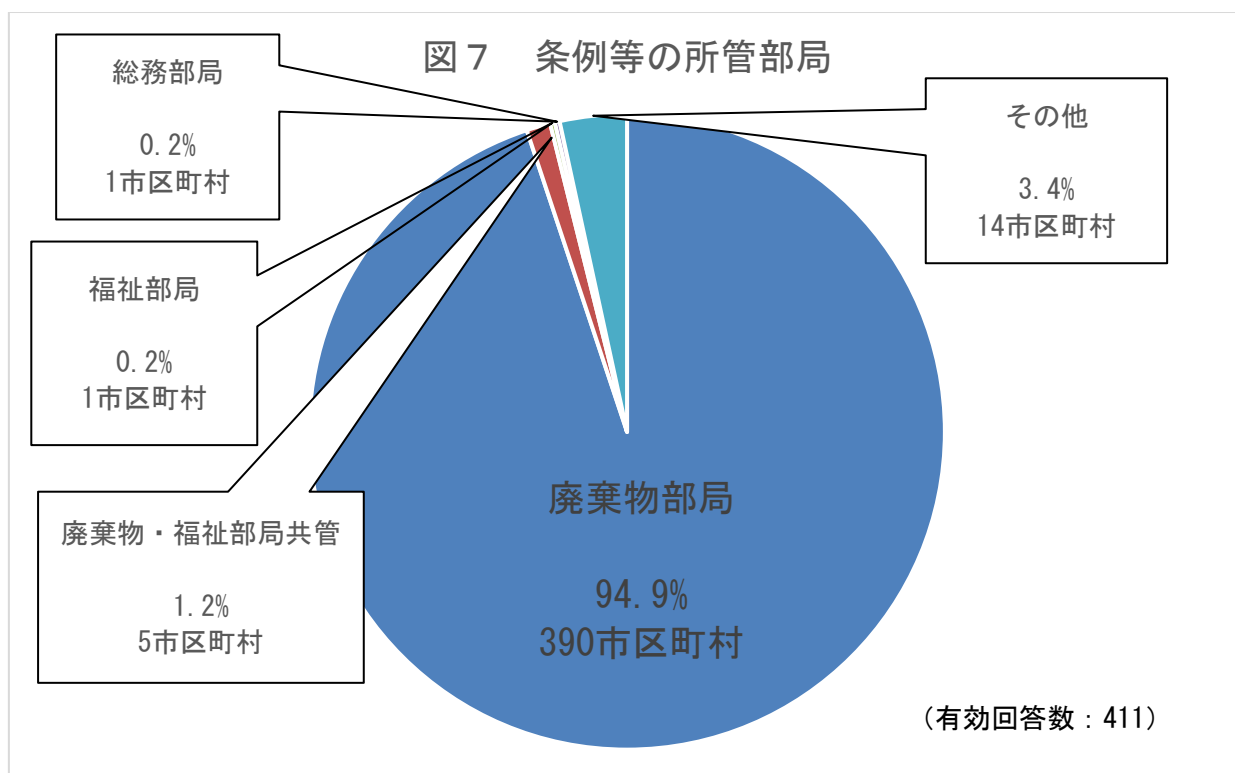


表2 都道府県別条例等制定状況（降順）

都道府県名	条例等を制定している 市区町村数	総市区町村数	割合
埼玉県	47	63	74.6%
東京都	40	62	64.5%
滋賀県	11	19	57.9%
神奈川県	18	33	54.5%
愛知県	29	54	53.7%
千葉県	28	54	51.9%
栃木県	12	25	48.0%
愛媛県	9	20	45.0%
広島県	10	23	43.5%
大阪府	17	43	39.5%
茨城県	17	44	38.6%
静岡県	13	35	37.1%
兵庫県	14	41	34.1%
山口県	6	19	31.6%
三重県	8	29	27.6%
岐阜県	11	42	26.2%
宮城県	9	35	25.7%
徳島県	6	24	25.0%
香川県	4	17	23.5%
大分県	4	18	22.2%
石川県	4	19	21.1%
新潟県	6	30	20.0%
富山県	3	15	20.0%
熊本県	9	45	20.0%
京都府	5	26	19.2%
群馬県	6	35	17.1%
和歌山県	5	30	16.7%
奈良県	6	39	15.4%
沖縄県	6	41	14.6%
鹿児島県	6	43	14.0%
福岡県	8	60	13.3%
宮崎県	3	26	11.5%
鳥取県	2	19	10.5%
佐賀県	2	20	10.0%
長崎県	2	21	9.5%
青森県	3	40	7.5%
山梨県	2	27	7.4%
岡山県	2	27	7.4%
岩手県	2	33	6.1%
福井県	1	17	5.9%
福島県	3	59	5.1%
北海道	7	179	3.9%
長野県	3	77	3.9%
高知県	1	34	2.9%
山形県	1	35	2.9%
秋田県	0	25	0%
島根県	0	19	0%
合計	411	1,741	23.6%

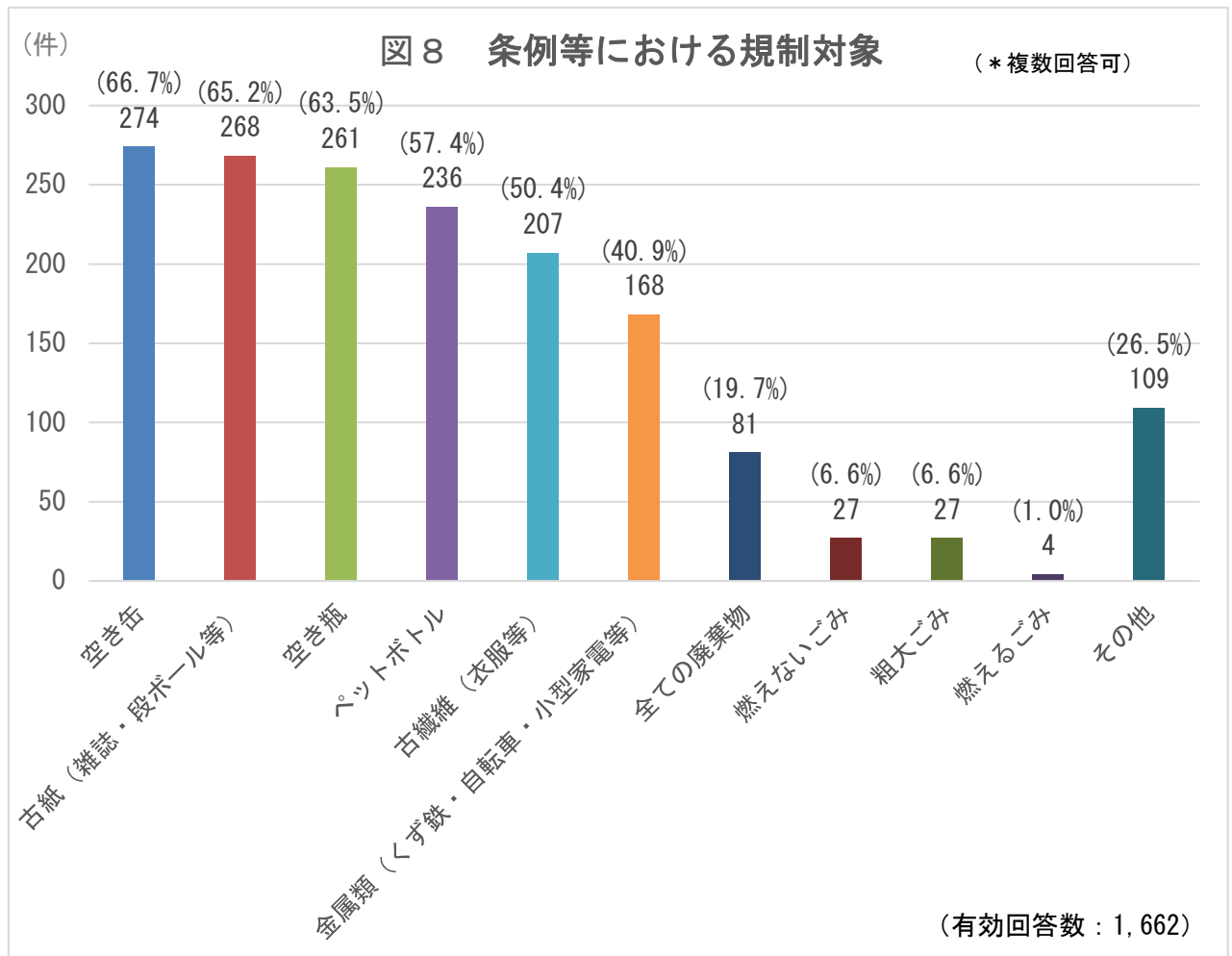
(参考) 事案の認知と条例等の制定について





7. 条例等における規制対象

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した411市区町村のうち、条例等の規制対象として最も多かったのは「空き缶」であり、次いで「古紙（雑誌・段ボール等）」、「空き瓶」、「ペットボトル」となっている。「その他」としては、「プラスチック製容器包装」、「白色トレイ」、「市区町村長が認めるもの」等の回答があった（図8）。

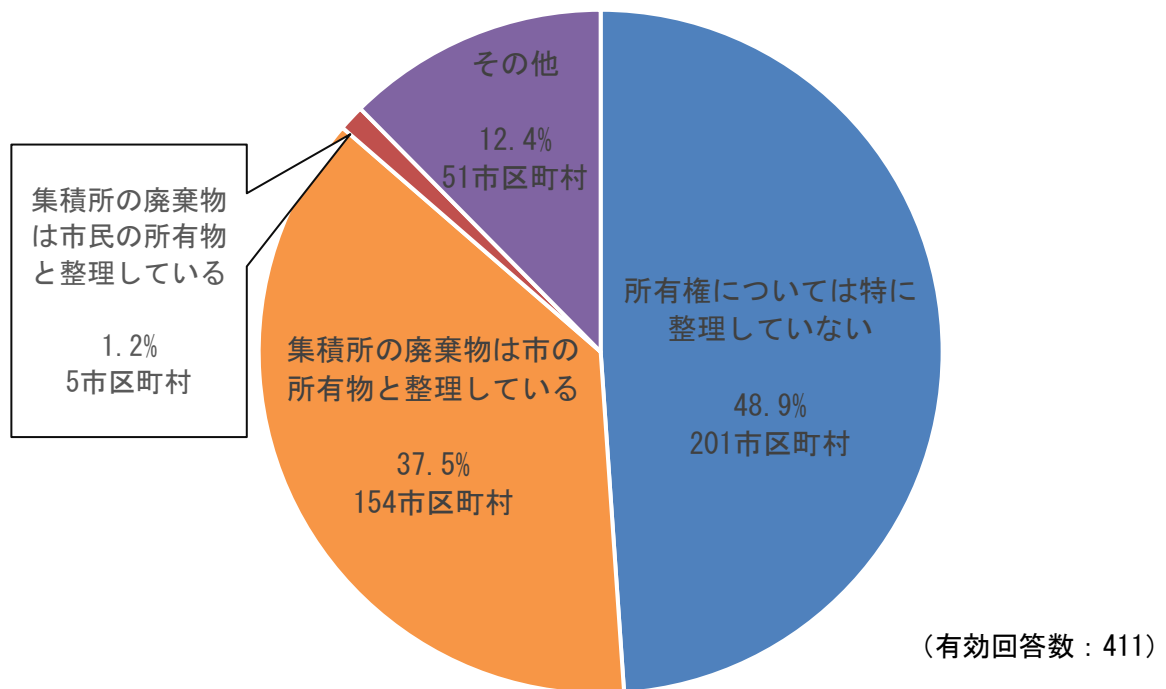


(注) 条例等を制定している市区町村数 (411) を 100 %とした。

8. 条例等に規定された集積所等に出された廃棄物の所有権

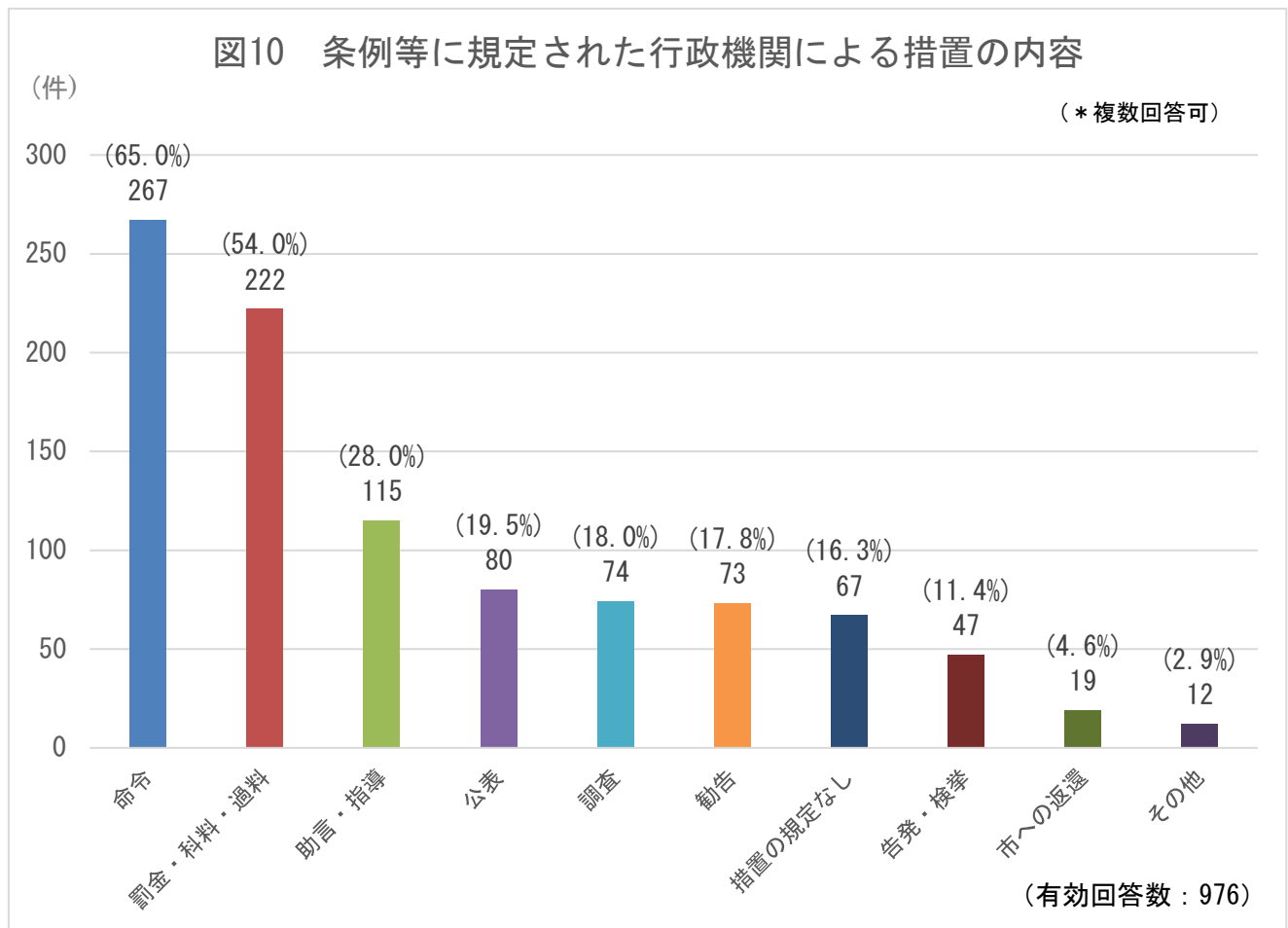
「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した411市区町村において、集積所等に出された廃棄物の所有権の整理として最も多かったのは「所有権については特に整理していない」であり、48.9%を占めていた。次いで「集積所の廃棄物は市の所有物と整理している」、「集積所の廃棄物は市民の所有物と整理している」となっている。「その他」としては、「集積所に出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属すると定義している」、「所有権については無主物と定義している」、「明確に表記はしていないが、集積所の定義の中で市が収集する場所として整理している」等の回答があった（図9）。

図9 条例等における集積所等に出された廃棄物の所有権



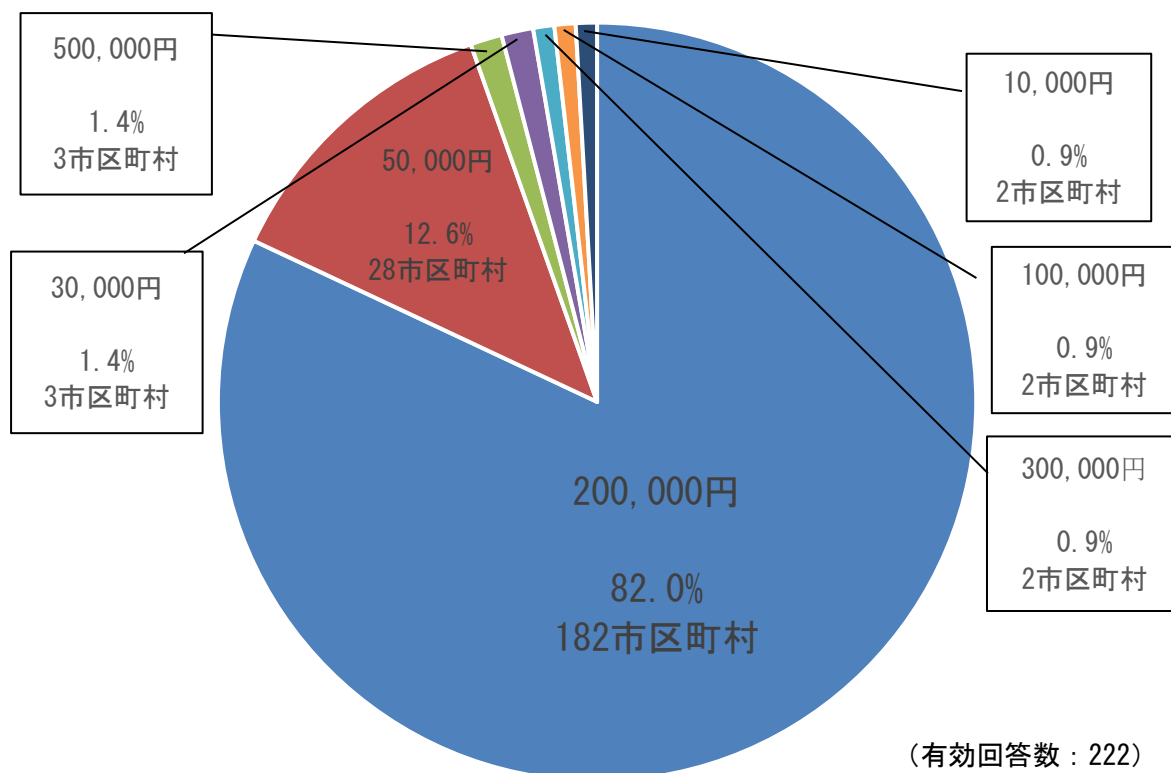
9. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した411市区町村のうち、条例等の施行による行政機関による措置の内容として最も多かったのは「命令」であった。次いで「罰金・科料・過料」、「助言・指導」、「公表」となっている。「その他」としては、「警告」等の回答があった（図10）。また、措置として「罰金・科料・過料」を規定していると回答のあった222市区町村の金額の内訳をみると、次ページ図11で示すとおり20万円と回答した市区町村が最も多かった。



（注）条例等を制定している市区町村数（411）を 100 %とした。

図11 条例等に規定された「罰金・科料・過料」の内訳



10. 条例等に規定された罰則規定の有無

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した411市区町村のうち、罰則規定の有無については、「有」と回答した市区町村が225、「無」と回答した市区町村が160であった（図12）。それぞれの代表的な理由については次ページ表3に示すとおりである。

図12 条例等において罰則規定が含まれているか

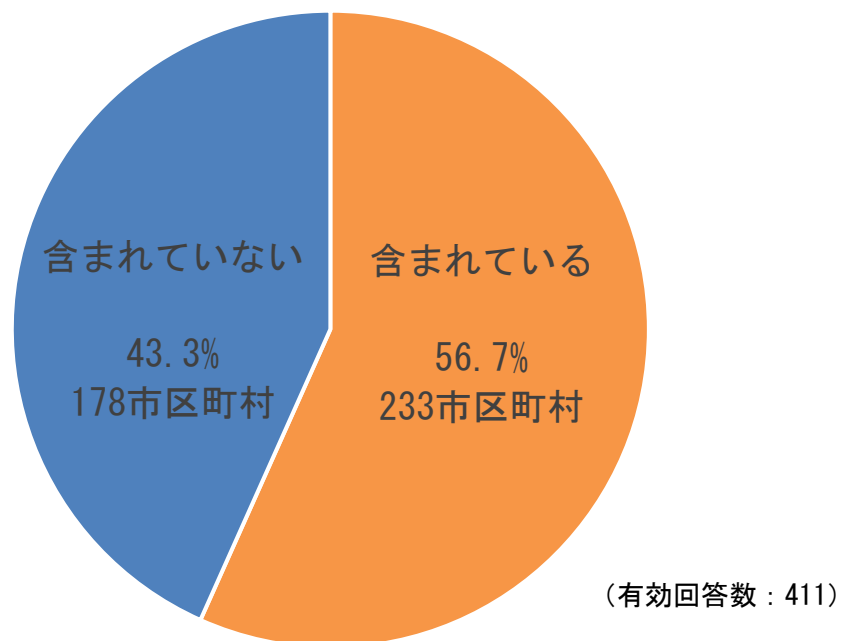


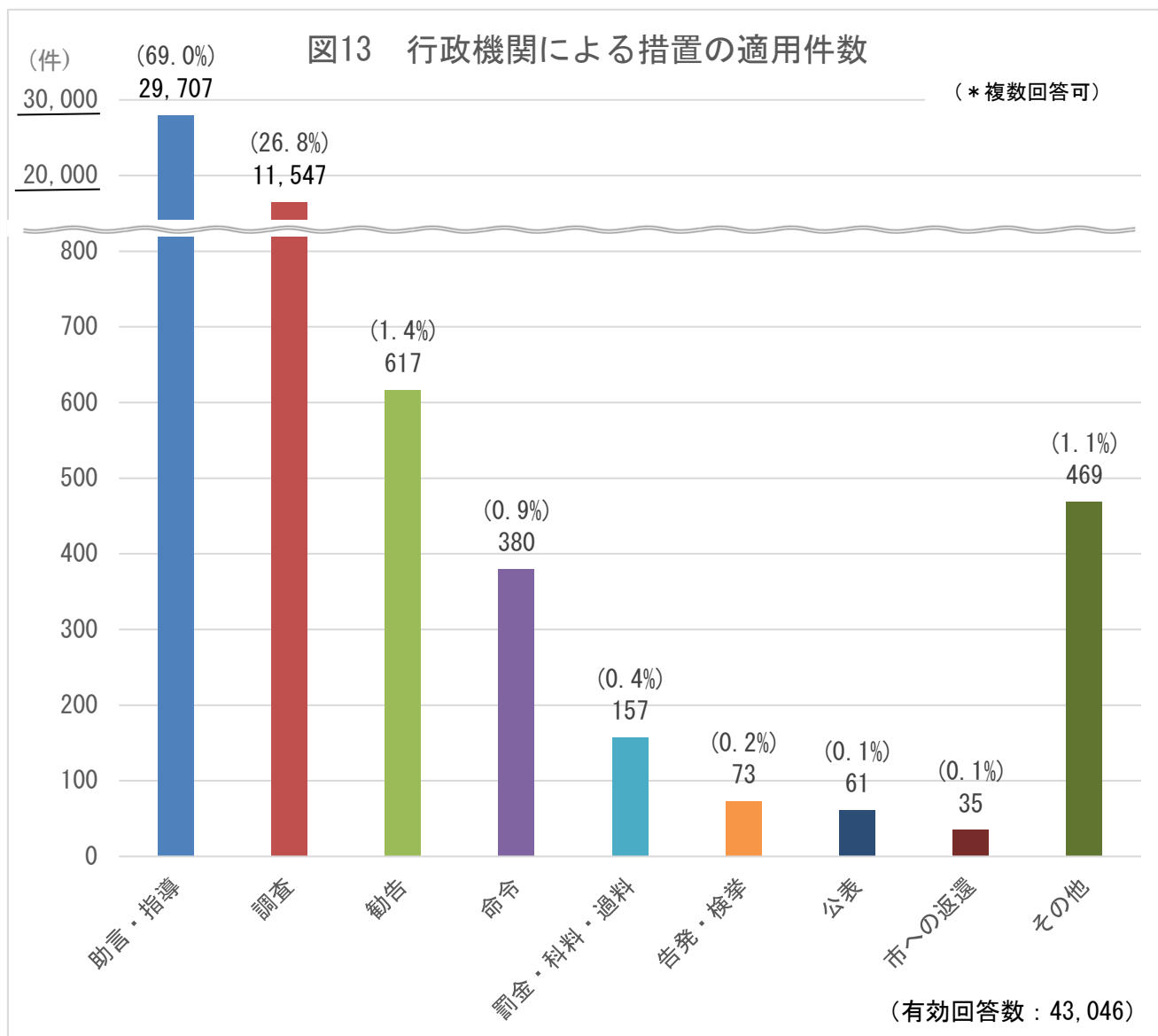
表3 条例等において罰則規定を設けた理由

罰則規定の有無	理由（一部抜粋）
有	・ 廃棄物の適正処理を確保するため。 ・ より強い姿勢で持ち去り行為を撲滅することにより、廃棄物行政に関する住民との信頼関係の確保と安定的かつ継続的な資源物回収を目指すため。 ・ 罰則規定を設けることにより抑止効果を高めるため。（条例等の実効性の確保のためという回答を含む。） ・ 行政機関による措置命令等にもなお従わない場合、地域住民の平穏な生活が脅かされるおそれがあると判断し、これらを繰り返すものに対して罰則規定を設けることとした。
無	・ 罰則規定等を含むには時期尚早と判断し、所有権のみ規定している。 ・ 所有権を自治体に帰属させることで、窃盗罪の構成要件を満たすと考えるため。（刑法の適用ができると考えるためという回答を含む。） ・ 持ち去り者の氏名等、公表の内容が制定されており、資源物持ち去りの抑止力となると考えたため。（条例等の他の規定が抑止力になると考えたためという回答を含む。） ・ 適用条件や方法、金額等が妥当であるか判断が困難であるため。

※重複回答あり

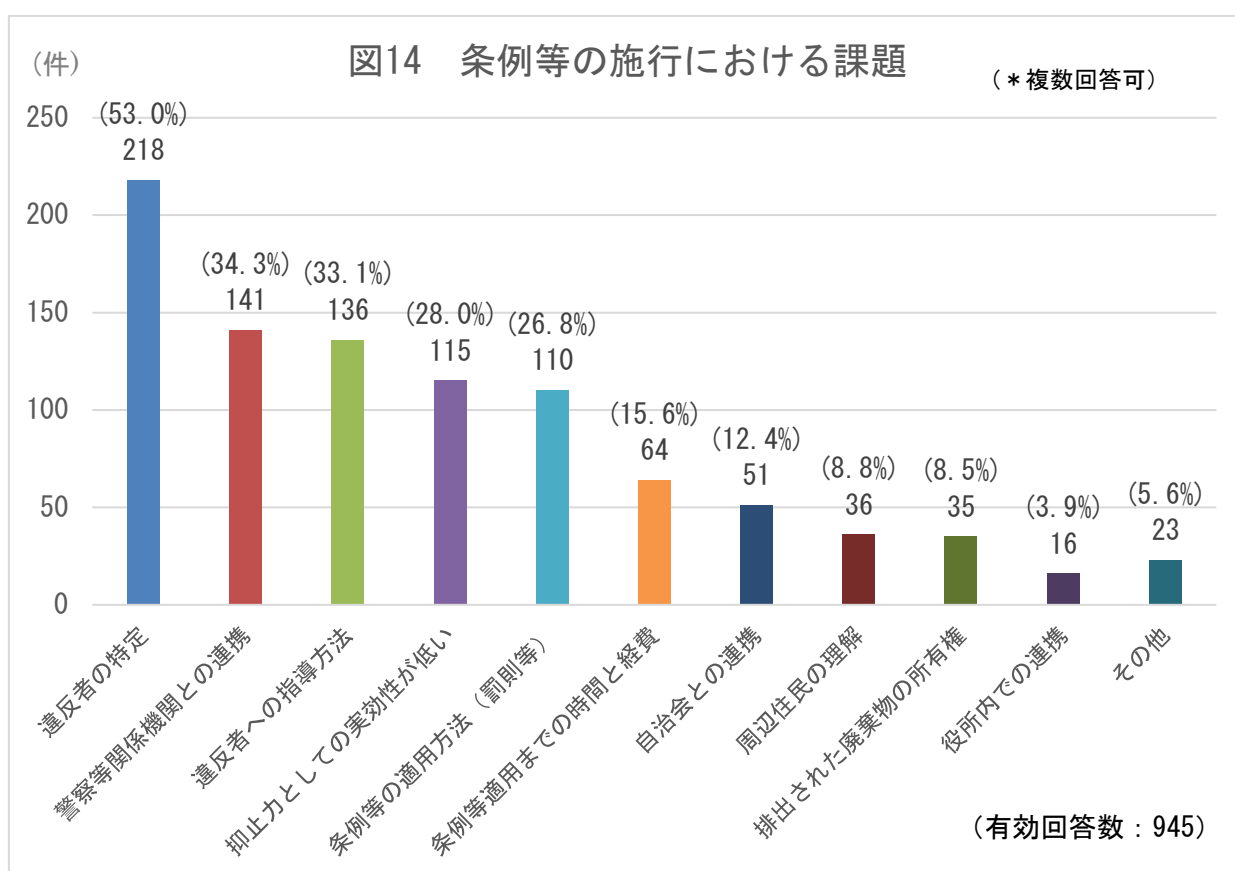
11. 行政機関による措置の適用件数

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した411市区町村における措置の適用件数として最も多かったのは「助言・指導」であり、次いで「調査」、「勧告」、「命令」となっている。「その他」としては、「警告」、「警察への通報」等の回答があった（図13）。



12. 条例等の施行における課題の内容

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した411市区町村のうち、条例等の施行における課題の内容として最も多かったのは「違反者の特定」であり、次いで「警察等関係機関との連携」、「違反者への指導方法」、「抑止力としての実効性が低い」、「条例等の適用方法（罰則等）」であった。「その他」としては、「資源物の持ち去りは条例違反である旨の市民周知に苦慮」、「パトロール等の体制の構築が困難」、「持ち去られた資源の被害総額の算定や違反者が違反行為を行った証拠の確保が困難」といった運用上の課題に係る回答や、「条例の対象外である廃棄物の持ち去りに対する対応が困難」等の条例等の規定上の課題に係る回答があった（図14）。



(注) 条例等を制定している市区町村数 (411) を 100 %とした。

13. 条例を制定する上で工夫した点、条例等を改正した理由

「資源ごみ」の持ち去りを規制することについては、新規の条例等を制定する方法だけではなく、既存の条例等を改正することで対応している市区町村もみられるが、条例等を制定する上で工夫した点や、条例等を改正した場合の理由について、「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定状況について「制定済み」と回答した市区町村から 73 件の有効回答があった。下記表 4 は、当該回答を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表 4 条例を制定する上で工夫した点・条例等の改正理由

分 類	具体例（一部抜粋）
制定する上で工夫した点	・ 資源ごみの具体例を示した。 ・ 資源ごみ持ち去り行為の抑止のために罰則規定等を盛り込んだ。 ・ 市内のすべての衛生協力を対象にアンケート調査を実施し、意見等を集約、条例制定の参考とした。 ・ ホームレスの方の生活の糧となっている現状を踏まえ、ホームレスの方や支援団体との話し合いの場を設けた。 ・ 所有権は明確にせず、集積所からごみを移動させることができる者について整理を行った。 ・ 制定するまでにパブリックコメントを行い、近隣他市の状況を鑑みて制定をした。 ・ 市として、持ち去りに対して放置している訳ではなく、一定の方針を示すために、わかりやすく、持ち去りに対して対策になるように制定した。
条例等を改正した理由	・ 市況価格の上昇等により、市以外の者が取引価格の高いものを持ち去る行為が見られるようになり、既存の制度による対応では状況が改善しなかったため。 ・ 資源物の行政回収制度の維持及び円滑な実施を確保するため、早急に条例を改正し、持ち去り禁止規定を設けることが必要であると判断したため。 ・ 行政指導の効果や条例の実効性を確保するために罰則規定を設けることが必要であったため。 ・ 以前は有価となる資源物のみを対象としていたが、可燃ごみや不燃ごみを持ち去る事案が発生し取り締まるためにすべての廃棄物を対象とする改正を行った。 ・ 資源ごみの持ち去りについては、従前より自治会及び住民から苦情や要望が多かったため。 ・ 市民が手間と時間をかけて分別したものを、市又は市の委託業者以外の者が持ち去る行為は、市民のごみ減量・資源化への意欲を失わせる行為であるため、市民と協働で進めているリサイクルを円滑に進めるとともに、不法投棄などの悪循環を招かないようごみと資源の持ち去り行為を禁止することとし、条例を改正した。

※重複回答あり

14. 条例等の制定に向けた課題

条例等の制定状況において「制定検討中」又は「制定予定あり」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の制定に向けた課題については、40 件の有効回答があった。下記表 5 は、当該回答を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表 5 条例等の制定に向けた課題

分 類	具体例（一部抜粋）
職場の体制・実効性等	・ 人員、時間、専門知識の不足。 ・ 現在のところ、該当する事案はないものの将来的には事案が発生する可能性もあるため早急に体制を整備したいと考えているが、知識やノウハウが欠如している。 ・ 制定先行町村と地域性の違いがあり、条例を制定した場合、理念のみを規定した条例となってしまう。実効性のある条例すべきと考える。
条例等における規定の内容	・ 持ち去りを規制するごみの対象範囲 ・ 持ち去りには様々な状況があるが、すべてが不適正とは考えていないものの、条例を制定するとそれらを一律に規制せざるを得ないという課題がある。 ・ 持ち去りに対する罰則規定の有無、基準の設定 ・ 収集することで自立の手段としている方々もおられることから、福祉的な観点も勘案し、空き缶等の持ち去り行為を直ちに規制の対象とすることには慎重にならざるを得ない。
関係部局、警察等関係機関、周辺自治体との連携・調整	・ 実効性のともなう条例にするために罰則について規定したいと考えるが、そのために関係各所との調整が必要であること。 ・ 警察組織が条例の重要性を認識し、実際に抜取業者を取り締まるように動いてもらうために、どのようにすべきかが課題。 ・ 周辺自治体の動向
事案・検討の不足	・ 施行している他市町村策定までのまでの流れや、条例の内容を把握したうえで制定を検討している。また、現状域内の把握ができていない状況であるため、その方法や対策など、どのように進めていくか検討していく。 ・ 今後、持ち去り事案が増加した際は検討していく。

※重複回答あり

15. 条例の制定を予定していない理由

条例等の制定状況において「制定予定なし」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例の制定を予定していない理由については、1083 件の有効回答のうち、事案を認知していない（「事案が発生していない」、「問題が発生しておらず必要性がない」を含む）旨の回答が 895 件であった。下記表 6 は、当該回答以外の理由を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表 6 条例の制定を予定していない理由

分 類	具体例（一部抜粋）
検討に至っていない	・ 制定のためのノウハウや情報、人員等が不足している。 ・ 地域特性上、条例等を制定する予定はない。 ・ 現時点では予定していないが、今後、制定等にむけた検討を行っていきたい。また、近隣市町村との意見や意向等を集約していきたい。
条例以外の既存の施策が効果を示している	・ 予防活動に重点を置き、各部門と連携して対応を進めている。 ・ 資源物の持ち去りが多発しておらず、市民から相談等があった場合でも、行為者への直接指導等、条例がない状況での対応ができているため。 ・ 通報されたケースのほとんどが地元自治会等で回収を行っているケースであり、周知啓発が不足であることが原因であるため。 ・ 職員による定期的なパトロールや、警察機関への情報提供により対応としては十分であり、条例による規制までは不要と考えているため。
解決すべき課題がある	・ 住民管理ごみ収集所で被害等の実態把握ができていないため。 ・ 条例制定にあたり、「資源ごみ持ち去り」対応の取組体制が整っていないため。 ・ 関係各所（市民、警察、自治体）との連携または体制づくりが難しいため。 ・ 持ち去り自体の証明や行為者を特定することが困難であるため。
法令解釈により対応している	・ 集積所からの資源物の違法な持ち去りについては刑法を適用して対応すると整理し、広報活動にて周知しているため。 ・ 排出された廃棄物の所有権について既に整理しているため。 ・ 要綱や要領、マニュアルにて規定しているため。

警察等が対応している	・ 事案が発生した時には、警察等と連携して対応することになっているため。 ・ 住民からの通報を受け警察によるパトロールを実施しており、その後通報が無いため。
地域住民が対応している	・ ごみステーションは自治会管理となっており、行政が規制することはないと考えているため。 ・ 資源集団回収ごみについては、自治会等の地縁団体を中心とした集団回収を実施しており、施設等で適正に管理されているため、持ち去り等については発生しないと考えられる。 ・ 周辺町民の監視やパトロール強化などにより、直近で事案の報告もなく近々に条例制定の必要性がないと考えているため。
収集体制が効果を示している	・ 資源ごみの戸別収集を実施しているため。 ・ 資源回収ステーションについては、カギをかけるなどの対策をしているため。 ・ 分別区分において、資源ごみを「燃やせないごみ」としてびん・缶・食器・乾電池・その他の物を同一の袋で回収し、処理施設で選別を行っているため、持ち去ってもそのままでは売却できないと考えており、特に対応を検討していない。

※重複回答あり

16. 条例の施行以外で、資源ごみの持ち去り事案の改善に効果のあった施策等

条例等の制定状況において「制定予定なし」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例の施行以外で、資源ごみの持ち去り事案の改善に効果のあった施策等については、124 件の有効回答があった。下記表 7 は、回答の一部を抜粋したものである。

表 7 条例の施行以外で効果のあった施策等

具体例（一部抜粋）
・ 行為者への直接指導 ・ 資源ごみ持ち去り防止を主たる目的としたものではないが、ごみの戸別収集は効果があると考えられる ・ 通報を受けた際に、対象箇所周辺を自治体名が入った公用車両で巡回する ・ ごみ集積所への看板や監視カメラ等の設置 ・ 職員や自治会長の立会いのもとでの資源ごみの拠点回収 ・ ごみのカレンダーに、1 ページ分の資源物持ち去り禁止ページを掲載 ・ 広報紙やホームページ、出前講座等での注意喚起 ・ 資源ごみ収集日当日に集積所への搬出することを推奨（飛散防止対策を含む） ・ 資源ごみをストックしているヤードや集積所において、無人時には施錠している

※重複回答あり